在留カード及び特別永住者証明書の仕様について

１　意見募集の趣旨

（１）平成２１年７月１５日，「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成２１年法律第７９号）が公布されました。同法により出入国管理及び難民認定法，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が改正され，新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直しが行われることになります（新たな在留管理制度の概要や同制度の対象者，特別永住者の制度の見直しの概要等については，当省ＨＰ（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html）で案内しています。）。

新たな在留管理制度の導入後は，我が国に適法に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）の方には，現在の外国人登録証明書に替わるものとして在留カードが，特別永住者の方には特別永住者の地位を証明するものとして特別永住者証明書が，それぞれ交付されます。

（２）在留カードは，中長期在留者の方が空港などで上陸許可を受けた際に交付されます。上陸後に在留期間の更新許可や在留資格の変更許可等在留に係る許可を受けた際には，在留カードが新たに交付されます。上陸後の手続においては，この交付自体が許可の行為となりますので，現在のように旅券への証印は行いません。

また，この在留カードには，中長期在留者の方の氏名，生年月日，性別等の基本的な身分事項，在留資格や資格外活動許可の有無，就労の可否なども記載されるので，在留カードを提示することによって，中長期在留者の方は，自らが適法な在留資格をもって我が国に在留する者であることや，就労活動の可否等を容易に証明できることとなります。

（３）新たな在留管理制度の導入等は，上記法律の公布の日（平成２１年７月１５日）から３年以内の政令で定める日から施行されることとされており，法務省入国管理局では，現在，これらの新たな制度への円滑な移行に向けて準備を進めています。

在留カードや特別永住者証明書の仕様（カード上の記載項目の配列やその大きさ等）についても検討を進めており，これらの仕様については，平成２３年中に法務省令を制定して定めることとなりますが，在留カードは，適法に在留する中長期在留者であることを証明するものであり，特別永住者証明書は特別

永住者であることを証明するものであって，中長期在留者の方，特別永住者の方が我が国で生活する際に，様々な場面で広く使用することが想定されることから，それらの仕様の決定に際し，今後の検討の参考とするため，広く皆様から御意見を募集するものです。

２　在留カード及び特別永住者証明書の仕様について

（１）在留カード及び特別永住者証明書の記載事項

現在検討している在留カード及び特別永住者証明書のイメージは，別添のとおりで，大きさは現行の外国人登録証明書（甲）又は運転免許証と同程度（おおむね縦５．４ｃｍ，横８．６ｃｍ前後）とすることを予定しています。外国人登録証明書においては，登録する事項のほとんどが記載されるのに対して，在留カード等には，必要最小限の情報のみを記載することとしています。具体的な記載事項等は以下のとおりです。

ア　記載事項等

（ア）在留カード

改正後の出入国管理及び難民認定法第１９条の４の規定に基づき，在留カードに記載又は表示することとされているものは以下のとおりです。

① 氏名，生年月日，性別及び国籍又は入管法第２条第５号ロに定める地域（以下「国籍・地域」という。）
② 住居地
③ 在留資格，在留期間及び在留期間の満了日
④ 許可の種類及び許可年月日
⑤ 在留カードの番号，交付年月日及び有効期間の満了日
⑥ 就労制限の有無
⑦ 資格外活動の許可を受けているときはその旨
⑧ 写真

以上のほか，在留カードに表示することを予定しているものは以下のとおりです。

⑨ 法務大臣の職名及び官印
⑩ 在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があったときはその旨
⑪ 資格外活動許可の概要

（イ）特別永住者証明書

改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第８条の規定に基づき，特別永住者証明書に記載又

は表示することとされているものは以下のとおりです。

① 氏名，生年月日，性別及び国籍・地域

② 住居地

③ 特別永住者証明書の番号，交付年月日及び有効期間の満了日

④ 写真

以上のほか，特別永住者証明書に表示することを予定しているものは以下のとおりです。

⑤ 法務大臣の職名及び官印

イ 記載方法及び内容

以下（ア）を除き，記載は日本語（漢字，カタカナ，ひらがな）により行います。

（ア）氏名の表記

① アルファベットで記載

旅券などの疎明資料に従い，原則としてアルファベットで記載します。なお，文字数が多い場合には，上段に続けて下段にも記載します。

② 漢字併記

アルファベットによる氏名の表記を原則としつつ，漢字（正字）の併記を可能とすることを予定しています（資料１参照）。

※１ 簡体字等（中国簡体字，台湾繁体字等であって日本の正字でないもの）については，正字に変換して在留カード等の券面に記載することを予定しています。

２ 簡体字等から正字に変換する手続に時間がかかり，空港等の審査待ち時間に影響を及ぼす可能性があるため，当面の間，空港等での在留カード発行時においては，アルファベット表記のみとすることを予定しています。

３ 在留カード等に記載された事項に変更を生じたときは，その変更を生じた日から１４日以内に変更の届出を行う義務が生じますが，漢字により氏名を併記した方については，漢字部分の変更のみの場合にもこの義務が生じることとなります。

４ 通称名は記載しないことを予定しています。

（イ）年月日の表記

西暦で記載することを予定しています。

（ウ）就労制限の有無欄の表記（※在留カードのみ）

在留資格に応じて，在留資格に基づく就労活動が可能である旨，就労不可である旨又は就労制限がない旨記載することを予定しています。

（エ）資格外活動許可欄（裏面）（※在留カードのみ）

資格外活動の許可を受けている場合は，旅券にその旨の証印シールが貼付されるか，資格外活動許可書が手交されますが，在留カードにおいても資格外活動許可を受けている旨を表示します。留学生がアルバイトをするような場合には，在留カードの資格外活動許可欄に「許可：原則週２８時間以内　風俗営業等への従事を除く」と記載することを予定しています。

（オ）在留期間更新等許可申請欄（裏面）（※在留カードのみ）

在留期間更新許可申請等を行っている場合は，在留期間更新等許可申請欄に申請中である旨を記載することを予定しています。

ウ　英字併記

日本語に不慣れな方についても在留カードに記載されている事項が承知できるようにするなどの観点から，以下の事項について英語を併記することを予定しています（在留カードのスペースや見易さの観点から，全ての事項について英字併記するものではありません。）。特別永住者証明書についても同様に記載欄の名称部分等に英字併記することを予定しています。

（ア）記載欄の名称の部分

① 身分事項関連（氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地）
② 在留許可の内容関連（在留資格，在留期間，在留期間満了日）
③ カード情報関連（日本国政府，カードの種類，カード番号，カードの有効期限）

（イ）記載内容の部分

① 身分事項関連（生年月日（Ｙ Ｍ Ｄ（※）の記載），性別（Ｍ又はＦの記載））
② 在留許可の内容関連（在留資格，在留期間・在留期間満了日のＹ Ｍ Ｄの記載）

※ カードの見易さの観点から，year month dayと記載せず，Ｙ Ｍ Ｄと記載するものです。

（２）偽変造防止対策

ア　券面の偽変造防止対策

在留カード及び特別永住者証明書の券面には，現行の外国人登録証明書

（甲）と同程度の水準の偽変造防止対策（※）を施すことができないか検討しています。

※　例えば，ホログラム，ＵＶインク，パールインクの採用等が考えられます。なお，現行の外国人登録証明書（甲）については，下記を御参照ください。

（参考）外国人登録証明書の偽変造防止対策について
（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan38.html）

イ　ＩＣチップ（資料２参照）

高度なセキュリティ機能を有するＩＣチップを内臓することにより，偽変造カードの作成が極めて困難となります。

下記ウのとおり，電子署名を利用できるのもＩＣチップの大きな利点です。

（ア）規格

JIS X 6322 Ｂ型(ISO/IEC 14443 Type B。非接触・近接型）とすることを予定しています。

なお，公的機関が発行するＩＣカードである「住民基本台帳カード」及び「ＩＣカード化運転免許証」においても本規格（Type B）が採用されています。

（イ）ＩＣ部に記録する事項

（１）ア（ア）①～⑪及び（イ）①～⑤に記載した事項の全部又は一部をＩＣ部に記録することとなります（ただし，法務大臣の職名及び官印については，職名等に代えて，下記ウのとおり電子署名を施すことを予定しています。）。

カードの券面に記載されていない個人情報がＩＣ部に記録されることはありません。

（ウ）不正読み取り（スキミング）防止対策

非接触インターフェイスの無線区間での不正読み取り（スキミング）を防止するため，ＩＣ旅券に採用されている暗号手順（ＢＡＣ(Basic Access Control)）と同程度の暗号手順を導入することを予定しています。

（参考）ＢＡＣ(Basic Access Control)
ＩＣ旅券で国際標準として採用されている不正読み取り（スキミング）を防止するための対策。券面情報をキーとして伝送データを暗号化することにより，同情報にアクセスできない第三者による不正読み取り（スキミング）を防止する。

ウ　電子署名

ＩＣチップの偽造・改ざんを防止するため，在留カード及び特別永住者証明書の発行時に法務大臣による電子署名を施すこととしています。

電子署名は，公開鍵暗号方式によるデジタル署名により行い，用いる暗号については「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」（平成１５年２月２８日。行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づき，電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号を利用することを予定しています。

（参考）電子署名とは（総務省ホームページ）
（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/law_2.pdf）
各府省の情報システム調達における暗号の利用方針
（http://www.cryptrec.go.jp/images/cryptrec_02.pdf）

エ　民間企業等による偽変造等確認

近年，金融機関や携帯電話事業者等が諸取引を行う際，身分証明書などによる本人確認が義務付けられるなど，社会の様々な場面における本人確認の重要性が増してきており，在留カード及び特別永住者証明書についても，写真付きの身分証明書として種々の本人確認の場面で利用されることが想定されます。

そこで，これら本人確認を確実に行うことができるようにするため，民間企業等において，下記のとおりカードの偽変造等確認を行うことができるようにすることを予定しています。これら確認が確実に行われることにより，不正な取引等が防止され，金融機関等の当事者や善良な外国人の方々の保護につながることが期待されます。

（ア）ＩＣチップの仕様（資料３参照）

在留カード及び特別永住者証明書について，ＩＣチップの読み出しに係る仕様を公開することを予定しています。

（イ）Ｗｅｂページを通じたカードの失効情報の確認（資料４参照）

法務省のＷｅｂページを通じて，在留カード及び特別永住者証明書について，失効している（又は発行記録のない）場合には，その旨の情報を提供することを予定しています。

具体的には，Ｗｅｂページでカード番号を入力すると，同カードの有効性に関する情報のみが表示されるようにする仕組みを予定しています（個人情報保護の観点から，カードが「有効」であるか「失効」であるかのみ

を表示することとし，他の個人情報（身分事項及び在留資格に関する情報）は一切入力・表示させないことを予定しています。）。併せて，カード番号を総当りで検索するなどの不当な情報入手に対応するため，在留カード等の番号のみならず，その他の個人情報に関わりの薄い情報の入力を求める（例：在留カード等の番号に加え，交付年月日の入力を求める。）ことを予定しています。